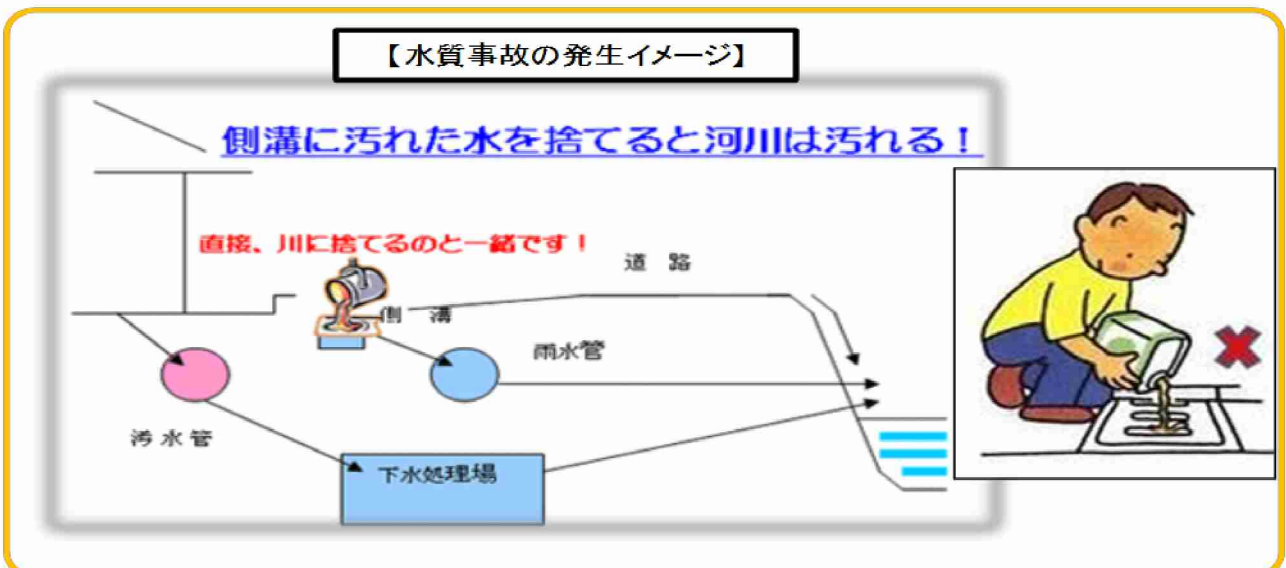


第 2 節 生活環境分野



施策 14：公害の発生防止と迅速な対応

取組み項目①	公害の発生防止																																										
	<p>(1) 東京都等の関係機関と連携を図り、関連法や条例等に基づいた規制・指導・監視により、工場や建設現場からの公害の発生防止を図る。(環境政策課)</p> <p>(2) 水質事故や野外焼却等による公害の発生を未然に防止するための啓発活動を実施する。 (環境政策課)</p>																																										
令和4年度の実施内容																																											
	<p>(1) 工場や建設現場について、市民からの相談を受けての指導のほかに、関係法令・条例等に基づく申請や届出時を利用して、公害防止のための注意喚起や改善指導を行った。工場の申請、指定作業場や特定建設作業の届出の際には、チェックシートを活用して公害防止の措置と規制基準の遵守を徹底させた。</p> <p>(2) 野外焼却等については、市公式ホームページに公害の発生防止の記事を掲載して啓発を行った。 ※水質事故の防止に関しては、施策 05 の「令和4年度の実施内容」の記載のとおり。</p>																																										
公害の苦情件数の推移																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大気汚染</th> <th>水質汚濁</th> <th>騒音</th> <th>振動</th> <th>悪臭</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>19</td> <td>6</td> <td>32</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>53</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>21</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>41</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	合計	平成 30 年度	19	6	32	4	9	70	令和元年度	10	7	53	3	11	84	令和2年度	10	4	30	0	6	50	令和3年度	5	2	21	1	2	31	令和4年度	7	3	41	1	8	60
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	合計																																					
平成 30 年度	19	6	32	4	9	70																																					
令和元年度	10	7	53	3	11	84																																					
令和2年度	10	4	30	0	6	50																																					
令和3年度	5	2	21	1	2	31																																					
令和4年度	7	3	41	1	8	60																																					
	<p>※騒音の内訳 令和3年度 近隣騒音9件、建設騒音8件、航空機騒音4件 令和4年度 事業所騒音5件、近隣騒音9件、建設騒音18件、夜間営業騒音1件、航空機騒音3件、拡声器3件、不明2件</p>																																										
令和4年度の実施内容の評価																																											
→これまでと変わらない																																											
【理由】																																											
<p>チェックシートを活用した指導で公害の発生を未然に防止し、生活環境の保全に努めることができた。令和4年度の公害苦情の相談件数は令和3年度と比べて29件増加した。全体としては、過去25年間の相談件数は減少傾向となっており、指導や啓発といった取組みの成果が出てきていると評価している。</p>																																											
今後の課題																																											
<p>公害の発生を未然に防止するため、チェックシートの活用は指導項目を漏らさず簡潔に説明することができ有効である。今後も継続する必要がある。</p> <p>公害苦情相談のうち、特に水質事故の原因が特定できない事例は、再発の恐れが懸念される。公害の発生防止を向上させるため、今後は水質事故発生時の原因特定率を向上させる必要がある。</p>																																											



取組み項目②	公害への迅速な対応
<p>(1) 公害等が発生した場合の市への緊急連絡体制等を整備するよう、事業者等を指導する。 (環境政策課)</p> <p>(2) 環境回復に向けた必要な処置・対応を行う。(環境政策課)</p>	
令和4年度の実施内容	
<p>(1) 工事で雨水管に湧水等の排出を計画する事業者に対しては、事前に緊急連絡体制図を作成させ、排水計画書に添付するよう指導を行った。</p> <p>(2) 市民から公害苦情相談を受けた場合は、現場を確認し、原因者に改善指導を行った。 水質事故に対しては、原因者を特定できた場合は、その者に対して側溝等を清掃させるなど原状復帰させることで再発防止を徹底させた。 野外焼却に対しては、現場を確認した上で指導を行い、再発防止を徹底させた。 航空機騒音は主に米軍艦載機や陸上自衛隊立川飛行場を離着陸する一部のヘリコプターによるもので、市では具体的な措置や対応が行えないため、直ちに関係機関へ改善の申し入れを行った。 また、夜間休日の対応については、警視庁、東京消防庁と連携して、迅速かつ適切な指導を行った。</p>	
令和4年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
<p>【理由】</p> <p>緊急連絡体制図は、万一、水質異常事故が発生した際に迅速な対応が図れるよう体制を整えさせるとともに公害発生を未然に防止することで、生活環境の保全に努めることができた。</p> <p>また、市民からの公害苦情相談については、原因者に直接改善を指導したことで、再発防止の徹底を図ることができた。</p> <p>また、夜間休日の対応については、市、警視庁、東京消防庁がともに連携して対応できる体制を確立したことに伴い、夜間休日の対応についても速やかに対応できるようになった。</p>	
今後の課題	
<p>公害苦情相談は、引き続き現場を確認しながら適切な対応を行い、再発防止に努める。</p> <p>市では具体的な対策が行えない航空機騒音については、引き続き、東京都などを通じて国への働きかけを強化する必要がある。</p>	

施策 15 : 生活環境の保全

取組み項目①	生活環境の保全のためのモニタリング（定期調査と情報提供）
<p>(1) 大気、水質及び流量、ならびに交通量等を把握するとともに、測定結果を公表する。 (環境政策課)</p>	
令和4年度 of 取組み内容	
<p>大気環境調査は、NO₂（二酸化窒素）、SPM（浮遊粒子状物質）、SO₂（二酸化硫黄）、CO（一酸化炭素）について年2回、光化学オキシダント、ダイオキシン類等について年1回の調査を行った。</p> <p>大気環境調査で環境基準値を超過した項目は、光化学オキシダントのみであった。光化学オキシダントは光化学スモッグの発生原因物質として、環境基準の達成率は全国的に低く広域的な課題である。光化学オキシダントの主な発生原因はVOC（揮発性有機化合物）と言われているが、市内の対象となる事業所は、他市と比較して少なく、その排出量も少ないため、環境基準値を超過した原因は市域を越境した広域的な影響によるものが大きいと考えられる。</p> <p>河川の水質調査は、流量、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）、大腸菌数等について年2回の調査を行った。</p> <p>河川の水質調査の結果で環境基準値を超過した項目はpHと大腸菌数であった。</p> <p>大腸菌数は、令和4年4月の環境基準の見直しにより、ふん便由来をより明確に捉えることを目的に「大腸菌群数」から置き換えられた項目である。</p> <p>令和3年度の「大腸菌群数」による測定値と令和4年度の「大腸菌数」による測定値を一律に比較はできないが、全体の衛生的評価としては大きく改善の傾向がみられた。〔参考〕令和3年度「大腸菌群数」としての達成割合 %、令和4年度「大腸菌数」としての達成割合83%〕</p> <p>自動車騒音の常時監視は、環境省で指定された市内の道路の騒音を5年間ですべて調査するもので、令和4年度は1路線（7地点）の調査を行い、幹線道路の道路端から50mの範囲の面的評価を行った。</p> <p>道路交通騒音については、平成30年度から令和4年度までの市全体の達成割合は99.2%であった。</p> <p>交通量調査は、市内の主要交差点6地点において年1回行った。市内の交通量は、令和3年度の結果と比較すると主要交差点6地点のうち3地点で増加し、3地点で減少していた。</p> <p>これらの大気環境、河川の水質及び道路交通騒音、交通量の調査結果については市公式ホームページで公表した。</p>	
令和4年度 of 取組み内容の評価	
<p>↑ 取組みが前進した</p>	
<p>【理由】</p> <p>大気環境、河川の水質及び道路交通騒音、交通量の調査結果を踏まえ、これまでと変わらないと評価する。</p>	
今後の課題	
<p>大気環境調査で唯一環境基準値を超過した光化学オキシダントは、環境基準値の達成率が低く、全国的な課題となっている。現在、国による環境基準の見直し進められるとともに、研究機関において光化学オキシダント濃度上昇の要因について研究が行われている。今後も引き続き、適正管理化学物質の使用量等の報告対象事業者に対しては、化学物質の適正管理を直接指導するとともに、報告の対象とならない化学物質の使用量の少ない事業者に対しても、東京都と連携して排出抑制のためのセミナーや研修会等を紹介し、参加を促すこと等に取り組みながら啓発を推進していく必要がある。</p> <p>大腸菌数の環境基準値の超過は、都市河川を中心に全国的な課題になっている。原因は動物由来によると考えられるため、衛生面の観点で汚染の原因や経路を把握しておく必要がある。</p> <p>国は、大腸菌群数はふん便汚染を的確に捉えておらず、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標としては大腸菌数が適当であるという考えから、生活環境の保全に関する環境基準のうち、「大腸菌群数」を新たな衛生微生物指標として「大腸菌数」へ令和4年4月1日に見直しを行った。来年度は、新たに今年大腸菌数が環境基準を超過した「乞田川 稲荷橋」の上流2地点において、汚染源の特定を行う予定である。</p>	

●大気環境の課題

◆課題物質：光化学オキシダント

(市の調査結果)

前年度と同様に全地点で調査期間中に環境基準値を超えた日がありました。

(環境基準値超過の原因)

主な発生原因の揮発性有機化合物を含む化学物質の環境中への排出量は、他市と比較して少ない状況であり、環境基準値を超過した原因は、市域を越境した広域的な影響によるものが大きいと考えています。

(都内の状況から見た市の状況)

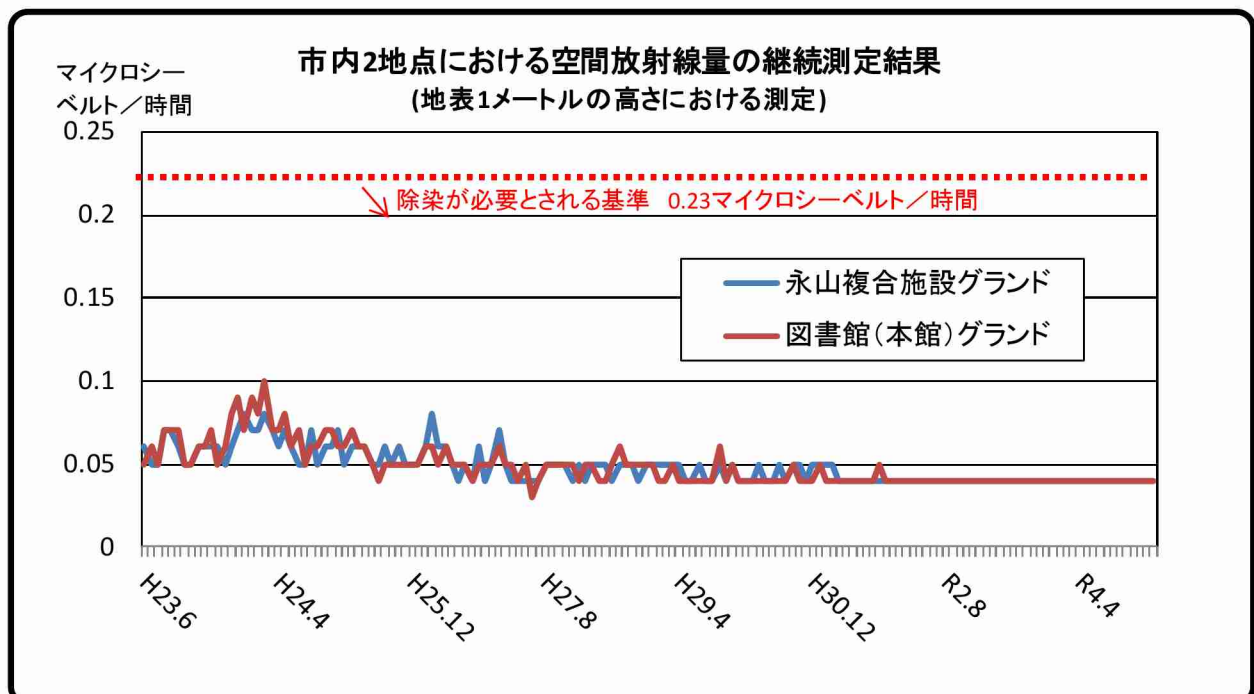
光化学オキシダントは、令和3年度の都の一般環境大気測定局（全40局）でも環境基準を達成した局は1局もなく、さらに、同年度の環境省の全国調査結果においても1148局中達成した局は2局のみという極めて低い達成割合で例年と同様に推移しており、全国的な重点課題となっています。

(今後の対応)

市では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、化学物質を一定量以上使用する事業所に対して、適正管理化学物質の使用量等の報告のなかで化学物質の適正管理を推進していきます。また、適正管理化学物質の使用量等の報告の対象外となる化学物質の使用量が少ない事業所に対しても、東京都と連携しながら排出抑制のためのセミナーや研修会等を紹介し、参加を促すことで、少しでも大気環境の改善が図られるよう推進していきたいと考えています。

施策 16 : 放射線への対応

取組み項目①	放射線にかかる情報提供と迅速な対応
<p>(1) 東京都等の関係機関と連携を図り、大気、水、土壌等の放射線量を把握し、必要な情報提供を迅速に行う。(環境政策課)</p> <p>(2) 国等の定める基準を超えた放射線量が確認された場合、関係機関と連携して、除染等の必要な対応を図る。(環境政策課)</p>	
令和4年度の取組み内容	
<p>(1) 福島第一・第二原子力発電所の事故による放射線の影響については、毎月、市内4地点で空間放射線量率の定点測定を行った。測定結果は、いずれも環境省が除染の対象として示す地表から1メートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルトを下回り、安定して推移していた。</p> <p>その他に消費者庁から貸与された放射性物質の検査機器を活用し、学校給食の検査を12検体及び市民からの依頼による食品の検査を48検体行った。検査結果は、いずれも食品衛生法の基準値未満であった。結果はすべて市公式ホームページで測定及び検査の翌日までに公表した。</p> <p>(2) 令和4年度に市が行った空間放射線量率の定点測定では、環境省が除染の対象として示す数値を超える値は確認されなかった。</p>	
令和4年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
<p>市内2地点における空間放射線量率の定点測定の結果は安定して推移しており、平常時の基礎データを収集することができた。</p> <p>また、学校給食及び市民からの依頼による食品検査の検査結果についても、いずれも食品衛生法の基準値未満で、これらを市公式ホームページで迅速に公表することで市民へ安心を提供することができた。</p>	
今後の課題	
<p>福島第一・第二原子力発電所は廃炉に向けた取組みが進められているが、報道によると、当初の計画通り進んでおらず、また、放射性物質を含む汚染水対策も現在まだ万全な体制ではない。</p> <p>放射線に対する市民の不安は、市に寄せられる相談件数を見ると、ほぼ収束傾向にあると認識しているが、まだ不安を感じている市民も少なくない。</p> <p>今後についても、市民の不安への対応と基礎データの収集を引き続き行うため、空間放射線量率の定点測定等を継続していく必要がある。</p>	



施策 17：まち美化の推進

取組み項目①	まち美化の推進
<p>(1)「多摩市まちの環境美化条例」に基づきまちの美化の推進を図る。(環境政策課)</p> <p>(2) 市民団体等と連携し、まちの美化の推進を図る。(環境政策課)</p> <p>(3)「多摩市まちの環境美化条例」施行後の条例の市民への周知状況を把握して、新たな施策展開を検討し取り組む。(環境政策課)</p>	
令和4年度の実施内容	
<p>(1) まち美化重点区域を周知する路面シートの貼り替え 令和3年度に引き続き、まち美化啓発用路面シートを作成し、まち美化重点区域である市内4駅周辺で50枚貼り替えを行った。その他、磨耗が激しかった小田急多摩センター駅改札前の大型路面シートの貼り替えを行った。</p> <p>(2) ●まち美化キャンペーンの実施 春と秋にまち美化キャンペーン実施した。その中で、新たな試みとして、乞田川沿い(多摩センターから永山まで)の清掃を実施した。</p> <p>●大栗川清掃活動の実施 市民団体「よみがえれ、大栗川を楽しむ会」と連携し、月1回、大栗川の清掃活動を実施した</p> <p>●「多摩市のまち美化活動」のパネル展示 消費生活フォーラム&エコフェスタにおいて「多摩市のまち美化活動」のパネル展示を行い、市民への啓発活動を行った。</p> <p>(3) 空き地の雑草や樹木の適正管理についての検討を実施 まち美化推進協議会において空き地の雑草や樹木の適正管理について資料を作成し、検討を実施した。</p>	
令和4年度の実施内容の評価	
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、感染対策等の工夫を行いながら実施した</p> <p>【理由】 新型コロナウイルス感染症の影響が心配されたが、距離が保てず会話をする場合は、マスク着用などの「参加者に感染拡大防止のためお願い」を周知するなど、対策を行いながら春と秋にまち美化キャンペーンを実施し、秋のキャンペーンでは、新たな試みとして、乞田川沿い(多摩センターから永山まで)の清掃を実施した。そのほか、市民団体と連携した大栗川の清掃活動や、まち美化重点区域の路面シートの貼り替え、ポイ捨ての多い場所への看板の設置、消費生活フォーラム&エコフェスタの中でまち美化活動のパネル展示などを行い、まちの環境美化を推進させることができた。</p>	
今後の課題	
<p>誰もが快適に過ごせる環境づくりは必要不可欠であり、吸い殻やごみのポイ捨てなど、まちの環境美化を損なう行為は、街のイメージダウンにもなる。そのため、今後もさらにまちの美化の推進のための啓発に尽力する必要がある。</p>	

多摩市まちの環境美化条例概要

遵守事項	
市民(事業者を含む)	<p>【公共の場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吸い殻、紙くず、空き缶その他のごみのポイ捨てを禁止します ・落書きを禁止します ・ペットの糞の放置を禁止します。 ・自販機を設置する場合は、併せて回収容器を設置しなければなりません。 ・路上での歩行喫煙を禁止します <p>【まち美化重点区域】 公共の場所において吸い殻、紙くず、空き缶その他のごみを捨てる行為を特に禁止する必要が認められる区域(市内4駅周辺)</p>
土地所有者	<p>空き地の土地所有者は、雑草の繁茂が放置されるなど、周辺住民の生活環境に被害が生じるような状態にしてはなりません</p>

施策 18 : 路上駐車・放置自転車の防止

取組み項目	路上駐車・放置自転車の防止
	<p>(1) 必要に応じて、自転車放置禁止区域を見直すとともに、公共駐輪場を適切に整備する。 (交通対策担当)</p> <p>(2) 市民団体等と連携し、違法駐車や放置自転車の防止を図るため、監視やキャンペーン等を実施する。(交通対策担当)</p>
	<p>令和4年度の取組み内容</p> <p>(1) 放置自転車等の撤去について、時間及び回数を見直して実施した。また、保管場所の開所日を拡大し、開所時間の見直しも行った。駐輪場については、防犯カメラシステムの入れ替えや駐輪ラックの配置変更を行った。</p> <p>(2) 市内 4 駅で放置自転車クリーンキャンペーンを実施した。また、市内2駅で違法駐車及び放置自転車防止に向けた啓発活動を実施した。</p>
	<p>令和4年度の取組み内容の評価</p> <p>→これまでと変わらない</p> <p>【理由】</p> <p>(1) 放置自転車等については減少傾向であることから、前年度に実施した撤去時間、回数を見直し等を継続した。駐輪場については、前年度と比較すると、設備に係る取組みは少なかったものの、人感音声スピーカーの導入を行い、駐輪場内での安全利用に向けた取組を行った。</p> <p>(2) 啓発活動については、前年度、コロナ禍の状況の中で、感染の拡大防止と参加者の健康・安全を確保するため、活動規模を縮小して実施せざるを得なかったが、令和4年度については、感染防止等に十分な配慮を行いながら、活動規模を従来規模に近づける形で実施した。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>放置自転車台数は減少傾向であるため、今後は撤去台数等の状況を見ながら放置自転車等を増加させずに指導・撤去作業を効率的かつ効果的に実施していくことが課題となる。</p> <p>また、唐木田駅周辺では既存駐輪場以外に用地が無いことから、用地取得が課題となっている。</p>



施策 18 「放置自転車クリーンキャンペーン」

施策 19 : みどりと都市が調和した街なみの保持

取組み項目①	原風景の保全
(1) 多摩市の原風景や、歴史・文化を感じることでできる景観の保全のため、良好な景観ポイントの周知等を行う。(都市計画課、公園緑地課)	
令和4年度の取組み内容	
平成25年5月に多摩市都市計画マスタープランを改定し、「景観づくりの方針」として、多摩市の原風景や、歴史を感じることでできる景観を保全する旨を盛り込んでおり、その周知を図った。(都市計画課) 日野市境の和田地区、原峰公園周辺地区及び一ノ宮の水田周辺地区を原風景を残す景観上も貴重な地区として捉えているが、令和4年度には具体的な取組みには至っていない。(公園緑地課)	
令和4年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 平成25年5月の多摩市都市計画マスタープランの改定による「景観づくりの方針」の位置づけに基づき、取り組んでいるため。(都市計画課) 多摩の原風景を残す貴重な場所として今後も保全されるよう、引き続き、土地の動向把握はじめ保全に関わる検討をおこなっていくこととしているが、具体的な取組みには至らなかった。(公園緑地課)	
今後の課題	
令和6年度末に多摩市都市計画マスタープランの改定を予定しているため、景観の保全に取り組めるよう引き続き「景観づくりの方針」の位置づけを行う必要がある。(都市計画課) 将来の保全に向けて、都市計画や農政部局とも連携し、引き続き、土地動向など情報収集に努める。(公園緑地課)	

取組み項目②	街なみに配慮した建物等の建設
(1) 公共施設等の建設に際して、街なみに調和するように努める。(都市計画課、施設保全課)	
(2) 開発事業やマンション、住宅等の建設に際して、関係法令や「多摩市街づくり条例」等に基づき、必要な助言・指導を行う。(都市計画課)	
令和4年度の取組み内容	
(1) 聖ヶ丘小学校改修工事にて景観法第16条5項に基づく届出を行い工事を実施した(1年目分)。(施設保全課)	
(2) 街づくり条例による開発事業36件の協議を行った。(都市計画課)	
令和4年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】(1) 街並みに調和した公共建築物が増えた。(施設保全課) (2) 街づくり条例等に基づき、良好な開発事業になるよう指導・誘導を行った。(都市計画課)	
今後の課題	
改修工事においても街並みに調和するように努めていく。(施設保全課)	

取組み項目③	街なみの保全や育成等に関する制度等の活用
(1) 地域主体の街なみの保全や育成に際して、地区計画等の適切な活用を支援する。(都市計画課)	
令和4年度の取組み内容	
街づくりに関する専門家の派遣や活動費の助成メニューの用意、随時の住民相談等を実施した。	
令和4年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】桜ヶ丘一丁目53番地地区地域街づくり協議会の活動の支援を引き続き行った。 また、聖蹟桜ヶ丘西側地域について「聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会」が設立された。	
今後の課題	
地区整備計画等の策定に向け、地権者間の合意形成について調整中である。合意に向けてどのような働きかけをしていくかが課題である。	

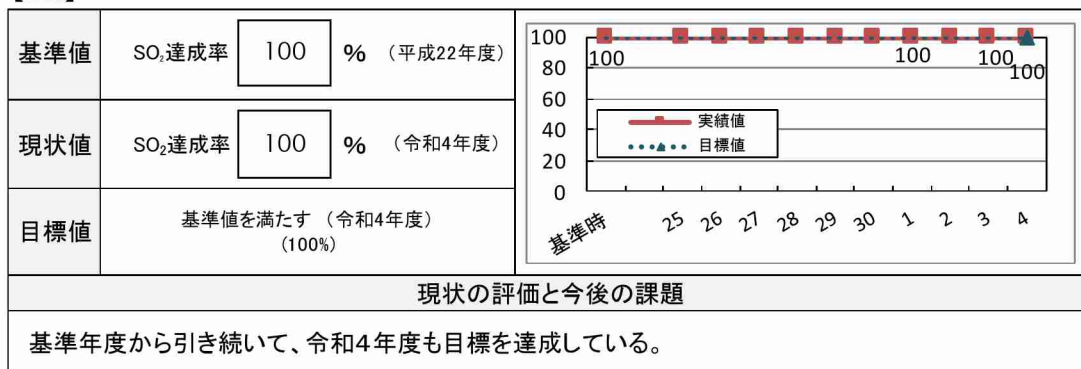
生活環境分野における管理指標の状況

①大気汚染にかかる環境基準適合率（環境政策課）

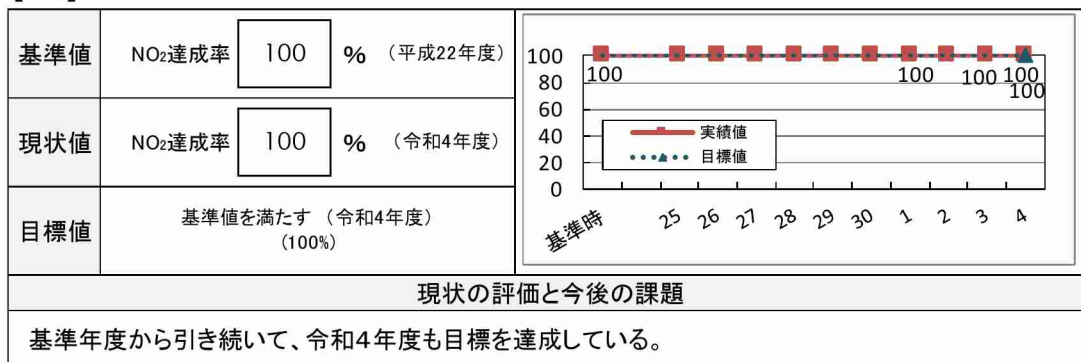
※短期目標の適合率

大気汚染物質であるSO₂（二酸化硫黄）、NO₂（二酸化窒素）、SPM（浮遊粒子状物質）、CO（一酸化炭素）、OX（光化学オキシダント）の濃度を定期的に測定したうえで、市内の主な大気汚染の原因であるOX（光化学オキシダント）について、基準値を満たしているか把握します。

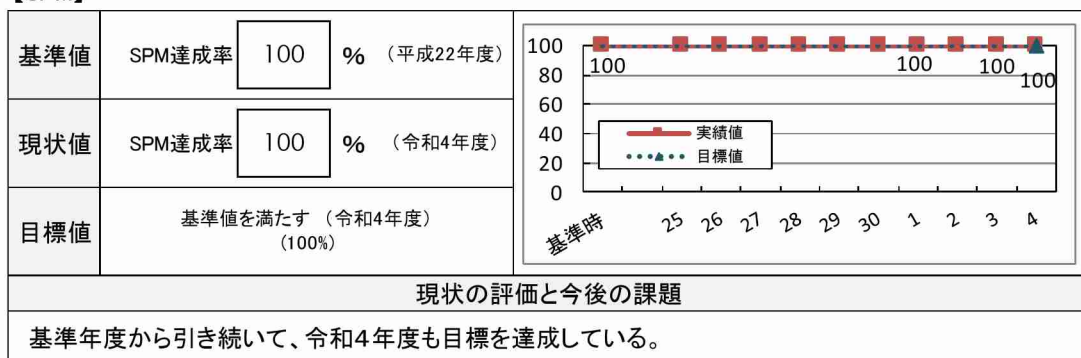
【SO₂】



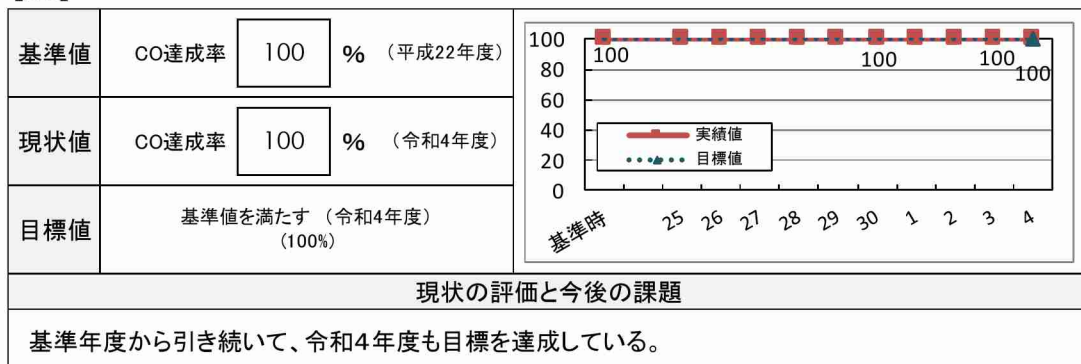
【NO₂】



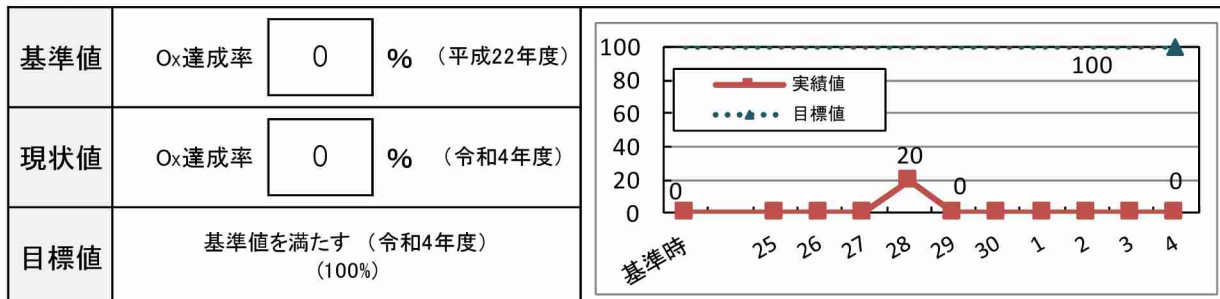
【SPM】



【CO】



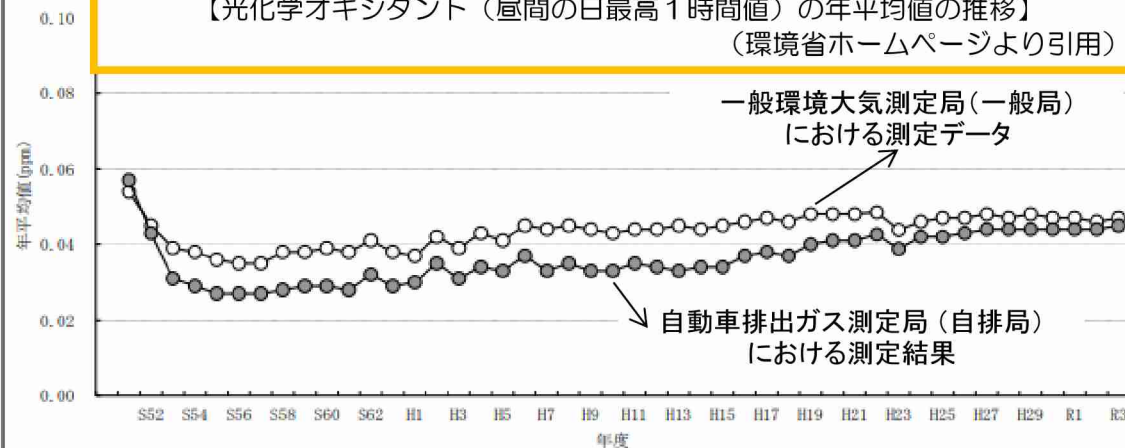
【Ox】



現状の評価と今後の課題

基準年度から引き続き、令和4年度も極めて低い達成率となっている。
 大気環境全般としては、二酸化窒素や一酸化炭素は、自動車からの排出ガスの規制により改善の効果がみられる。一方で、光化学オキシダントは、環境基準値の達成率が低く、全国的な課題となっている。現在、国による環境基準の見直しが進められるとともに、研究機関において光化学オキシダント濃度上昇の要因について研究が行われている。
 今後も引き続き、適正管理化学物質の使用量等の報告対象事業者に対しては、化学物質の適正管理を直接指導するとともに、報告の対象とならない化学物質の使用量の少ない事業者に対しても、東京都と連携して排出抑制のためのセミナーや研修会等を紹介し、参加を促すこと等に取り組みながら啓発を推進していく必要がある。

【光化学オキシダント（昼間の日最高1時間値）の年平均値の推移】
 （環境省ホームページより引用）



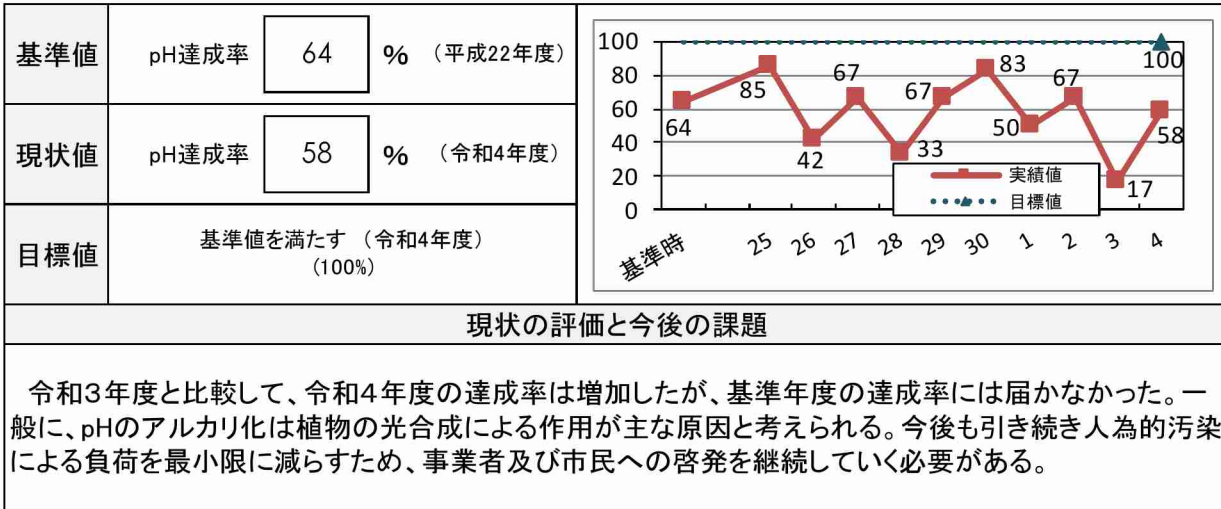
年度	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3
一般局	0.054	0.045	0.039	0.038	0.036	0.035	0.035	0.038	0.038	0.039	0.038	0.041	0.038	0.037	0.042	0.039
自排局	0.057	0.043	0.031	0.029	0.027	0.027	0.027	0.028	0.029	0.029	0.028	0.032	0.029	0.030	0.035	0.031
年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
一般局	0.043	0.041	0.045	0.044	0.045	0.044	0.043	0.044	0.044	0.045	0.044	0.045	0.046	0.047	0.046	0.048
自排局	0.034	0.033	0.037	0.033	0.035	0.033	0.033	0.035	0.034	0.033	0.034	0.034	0.037	0.038	0.037	0.040
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
一般局	0.048	0.048	0.048	0.044	0.046	0.047	0.047	0.048	0.047	0.048	0.047	0.047	0.046	0.047		
自排局	0.041	0.041	0.043	0.039	0.042	0.042	0.043	0.044	0.044	0.044	0.044	0.044	0.044	0.045		

※自排局とは、自動車交通の影響を受ける交差点や道路沿道等における大気の汚染状況を常時監視するために設置された測定局。一般局とは、大気の汚染状況や気象について24時間観測を行っている測定局を指し、自排局を含まない。

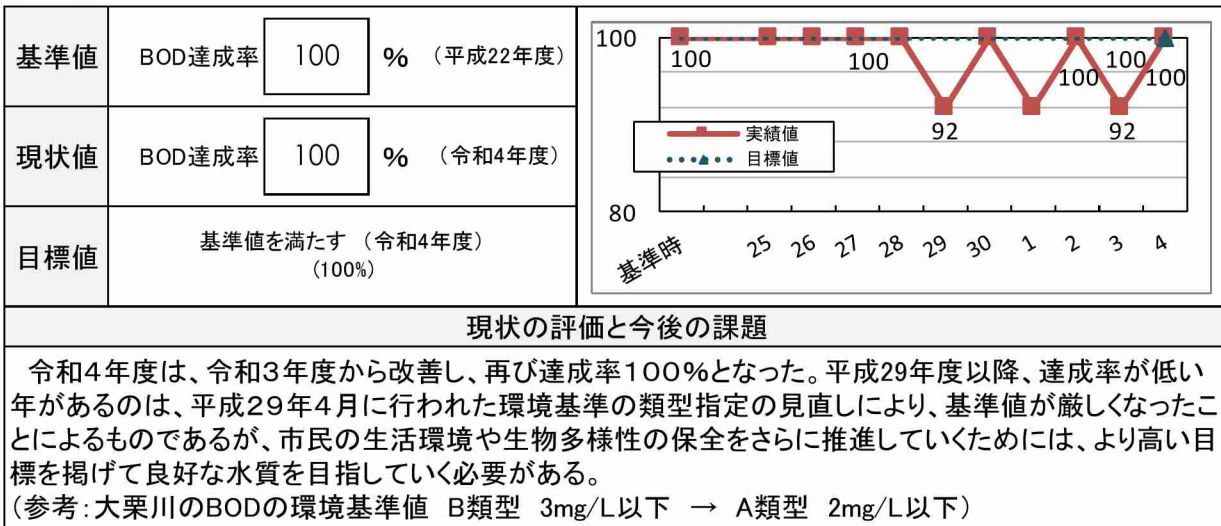
②水質汚濁にかかる環境基準適合率（環境政策課）

主な水質汚濁の指標となるpH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数について定期的に測定を行い、基準値を満たしているか把握します。

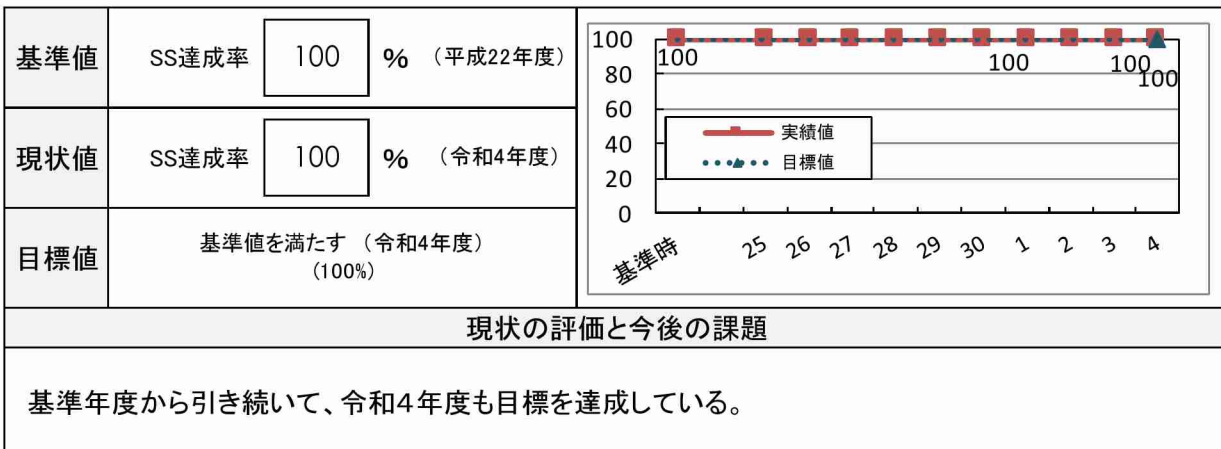
【pH】



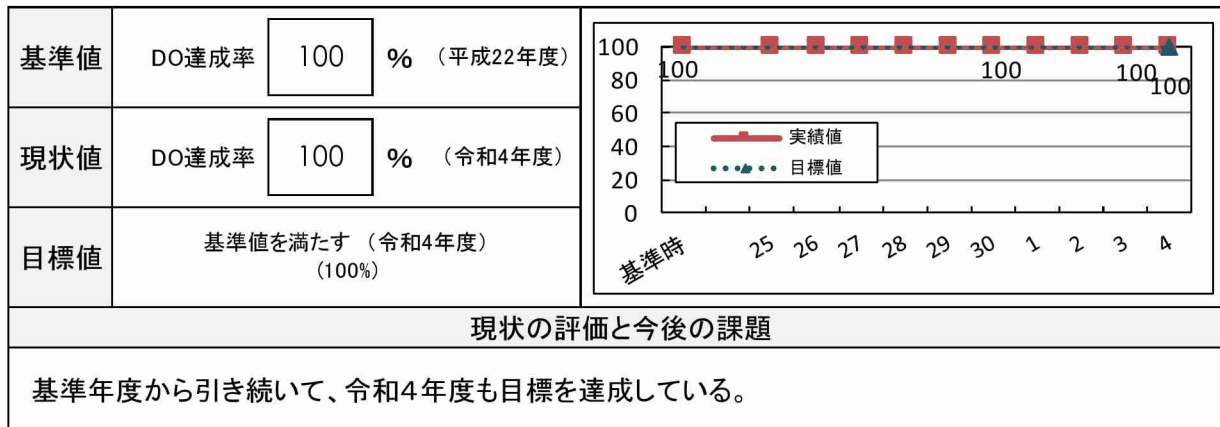
【BOD】



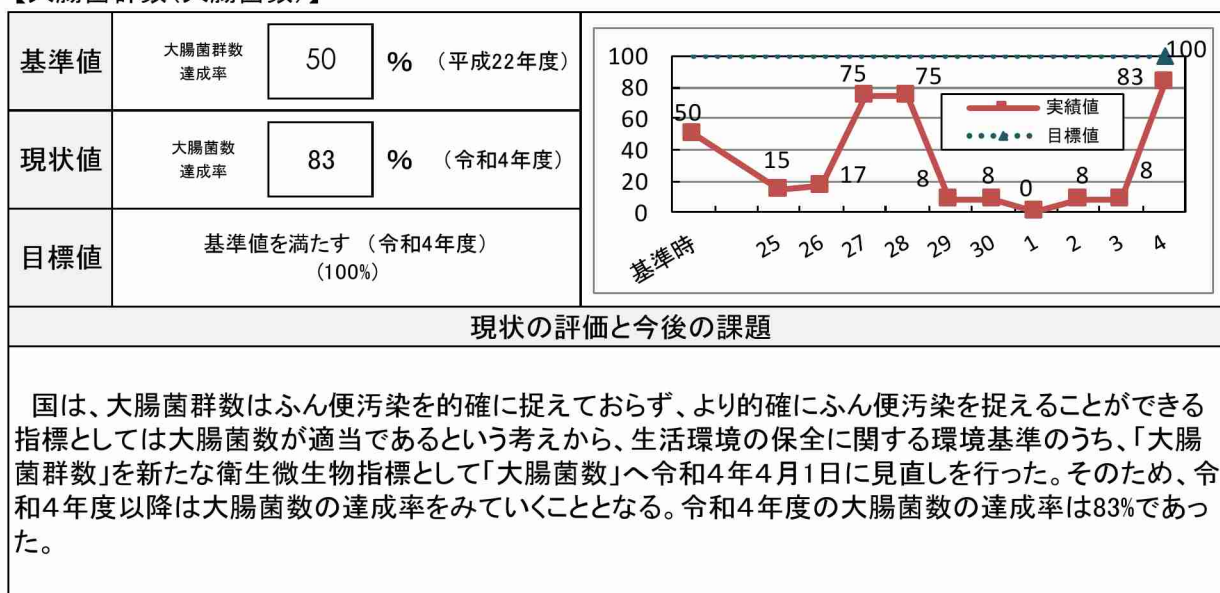
【SS】



【DO】

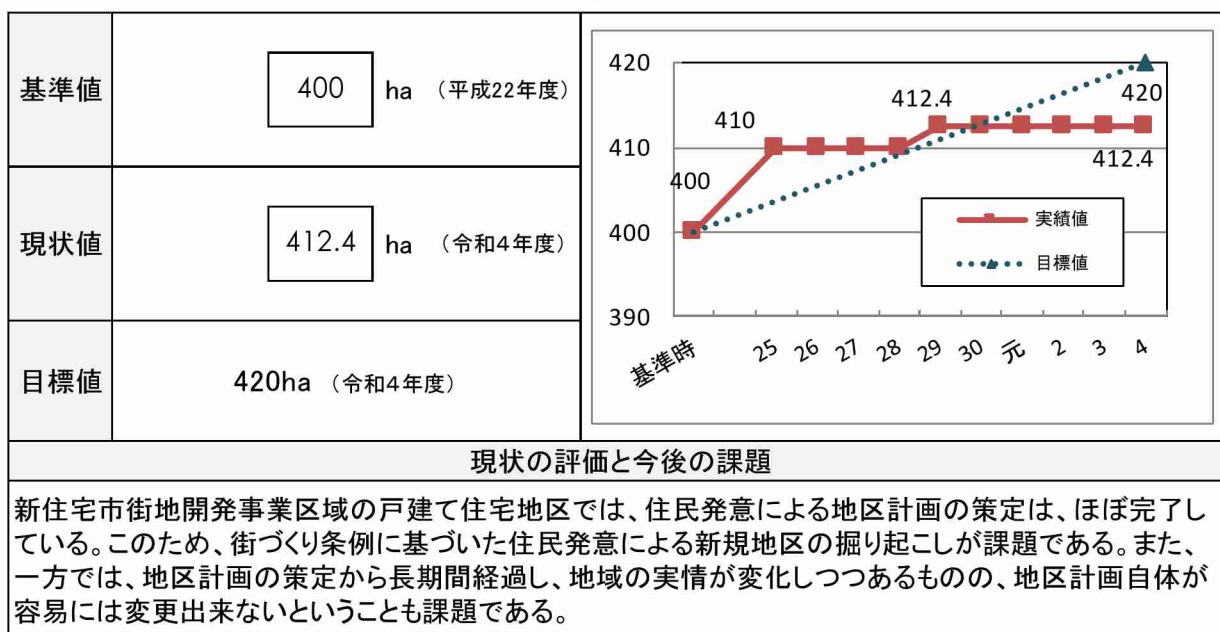


【大腸菌群数(大腸菌数)】



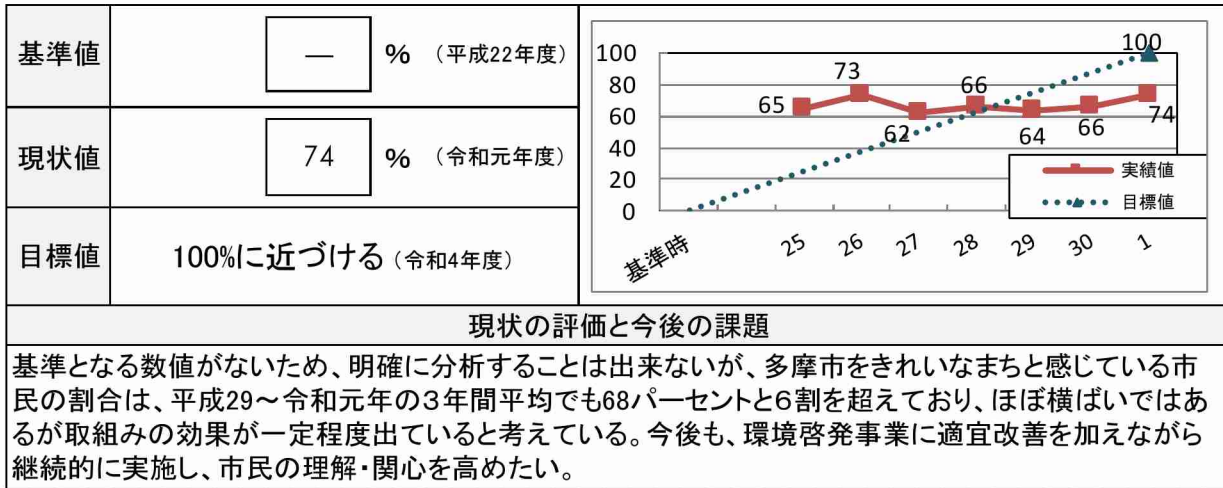
③地区計画の地区計画整備計画面積（都市計画課）

地区整備計画とは、地区計画区域内において、良好な住環境を保全するなどの地区のまちづくりのルールとなる事項を定めたものです。地区の特性に応じた具体的なまちづくりのルールを策定している面積を増やすことをめざし、良好な街なみ形成につなげていきます。



④ポイ捨てのないきれいなまちとを感じる市民の割合（環境政策課）

まちの環境美化の取組みの理解や浸透の度合いを測るために、アンケート等により、ごみのポイ捨てのないきれいなまちとを感じる市民の割合を把握します。



⑤放置自転車台数（交通対策担当）

市内4駅周辺の駐輪場を計画的に整備し、自転車放置禁止区域内の放置自転車をなくすことで、歩行者の安全とともにきれいで美しいまちをめざします。

